



# ご相談ください 職場の「？」や「！」



## 職場のトラブル まずは相談

 労使ネットとつとり

鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター  
相談専用ダイヤル ☎0120-77-6010

# 労働相談・あっせん制度の利用フロー

「あっせん」ってどんなことをするの？

お金や時間はかかるの？

プライバシーは守られる？

そんな疑問にすっきりお答えします！

複数名での相談も可能です。

## START

職場で困りごとが発生  
労使ネットとっとりでは無料で相談を受けられるし、事業主も労働者も（正社員・パートタイマーなどの雇用形態は問いません）相談できます。

## 2 面接相談

平日の8:30から17:15まで受付。  
事前予約で18時半まで延長可能です。県庁での相談が難しい方はみなくる（鳥取・倉吉・米子）での相談もできます。話し合いでの解決がふさわしい内容であればあっせん制度についてご説明します。

## 1 電話相談・予約

まずは労使ネットのフリーダイヤルへお電話ください。助言・情報提供、トラブルの内容の整理などをします。さらにお話を聞いた方がよい場合は面接相談のご予約を。

☎0120-77-6010

## 3 あっせん申請

申請書（A4両面）を記入  
みなくるでの申請も可能。

## 4 実情調査（申請者）

トラブルの内容について事務局職員またはあっせん員が申請者側のお話を詳しくお聞きします。

## 5 実情調査（被申請者）

トラブルの内容について事務局職員またはあっせん員が被申請者側のお話を詳しくお聞きします。  
ただし、あっせんへの参加は義務ではないので、必ずしも被申請者が応じるとは限りません。

## 8 打ち切り

当事者双方の主張が大きくかけ離れていたり、あっせんで解決できない場合は打ち切りになります  
納得できない結論に従うことを強制するものではありません。

相談して良かった。  
みんなにも教えてあげよう。

## 9 解決

申請から終結まで約1カ月以内を目標としています。

## 7 あっせん

あっせんは県庁や中部・西部総合事務所など当事者の近隣の公的施設を会場とし、非公開・秘密厳守で行われます。  
あっせんは基本的にあっせん員が当事者双方から個別にお話を聞く方法で進めます。その間、相手方は控室でお待ちいただきます。

## 6 変更・追加・取下げ

あっせん申請後であっても、あっせんを求める事項を変更できます。  
また、あっせんはいつでも取り下げることができます。

労働相談やあっせん制度に関するお問合せはこちらへ

## 労使ネットとっとり



鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター  
県庁第2庁舎7階（鳥取市東町1-271）

相談専用ダイヤル ☎0120-77-6010

ファクシミリ 0857-26-8153

相談時間 平日8:30～17:15

あっせん制度については、webサイトでもご紹介しています

労使ネット

検索

## みなくる

鳥取県中小企業労働相談所

相談時間 平日9:30～18:00

※鳥取・米子では第1土曜日も交互に開所しています。

電話 ☎0120-451-783

E-mail minakuru@roufuku.jp

みなくる鳥取 ☎0120-451-783  
（ろうきん鳥取支店2階）

みなくる倉吉 0858-23-6131  
（ろうきん倉吉支店2階）

みなくる米子 0859-31-8785  
（ろうきん米子支店となり）